

国有林の地域別の森林計画(案)に対する意見の 要旨及び当該意見の処理の結果

(網走東部森林計画区)

北海道森林管理局

国有林の地域別の森林計画(案)を公衆の縦覧に供した結果、森林法第7条の2第4項において準用する同法第6条第2項に基づく意見の申し立てはありませんでした。

また、同法第7条の2第5項に基づく北海道知事への意見聴取、及び「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて(15林整計第341号)」別紙の第5の4に基づく学識経験者への意見聴取における意見の要旨及び当該意見の処理結果は、以下のとおりです。

* 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難ですが、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定める通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修 文 す る も の：意見を踏まえ、計画(案)を修文したものです。
- 4 今 後 の 検 討 課 題 等：意見書趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
全計画区	針葉樹（とくにトドマツ）について、密植を見直し、間伐作業を減らす方向性を検討すべき。現行の森林法に基づく保安林制度の縛りについても、見直す働きかけを行うべき	1	北海道森林管理局におきましても、再造林・育林コストの低減は急務の課題と考えており、現在、低密度植栽試験や、トドマツ人工林における天然更新木を活用した更新技術の開発等に取り組んでいるところです。
全計画区	河川から50m以内の伐採禁止（平成26年度は25m）とすることが望ましいと考えます。 特に、網走東部地域は網走漁協との河川汚濁等の事前調整を行ったうえでの計画実行がなされていると考えますが、他の胆振東部、宗谷地域も海に面したゾーンであり、急峻な斜面林地、流れ盤土壌などは植生保護（伐採禁止等）による災害・汚染に留意していただく必要性を強く感じるところです。 育林に関しては、現在試行されている表土掻きによる天然更新を積極的に進めていくべきと考えます。 育林コストの低減は官民間問わず、これからの課題であることから北海道森林管理局が率先してモデルとなり、検証していただきたいと思えます。	1	溪畔林の取扱いについては、現在、基本的に25mを保全する考え方を示しておりますが、一律に何mを禁伐にすることではなく、現地の状況に応じて柔軟に判断したいと考えています。なお、河川等の汚濁が特に危惧される地域については、地元の意見を聞きながら、細心の注意を払っているところです。 また、再造林・育林コストの低減については、ご意見の通り重要な課題と考えており、北海道森林管理局が率先して取り組んで参りたいと考えています。現在は、下刈り回数低減のほか、低密度植栽試験や、トドマツ人工林における天然更新木を活用した更新技術の開発等に取り組んでいるところです。
全計画区	間伐・主伐などの伐採事業、および更新計画、とくに人工造林については、しっかりと取り組んでいただきたい。 人工林齢級別面積の平準化には、国有林の果たすべき役割は大きいので、北海道の国有林全体で計画的に取り組んでいただきたい。 未了の場合は植栽などの措置の徹底を期待します。	1	ご意見の通り、間伐・主伐などの伐採事業、更新事業を着実に実施し、人工林齢級別面積の平準化に努めて参ります。そのためにも再造林・育林コストの低減は急務の課題と考えており、現在、低密度植栽試験や、トドマツ人工林における天然更新木を活用した更新技術の開発等に取り組んでいるところです。 から、防災林の造成や天然更新補助作業等の実施によって、これらササが優占する箇所の森林の再生を図ることとしております。